

【注意喚起】ポーランド東部2県の一部地域を対象とする緊急事態宣言について（9月2日）

<ポイント>

- 2日、ドゥダ大統領は、ベラルーシとの国境沿いから3キロ以内に位置するポドラスキエ県及びルベルスキエ県の一部地域を対象として、緊急事態を宣言しました。
- 該当地域においては、一部の制限が導入され、違反した場合には罰金や拘留を含む罰則が科される可能性があります。
- 邦人の皆様におかれましては、当該2県への不要不急の外出を控えるなど、十分ご注意ください。

- 1 2日、ドゥダ大統領は、ベラルーシとの国境沿いから3キロ以内に位置するポドラスキエ県の115市町村及びルベルスキエ県の68市町村を対象として、緊急事態を宣言しました。
- 2 本宣言の発令により、該当地域においては、下記の制限が導入されます。違反した場合には罰金や拘留を含む罰則が科される可能性があります。現時点において、本宣言の期限は最大30日間とされていますが、延長される可能性もあります。
 - (1) 集会やイベントを組織・開催する権利の停止
 - (2) 公共の場における身分証明書携行の義務化
 - (3) 定められた時間に特定の施設・地域などに滞在することの禁止
 - (4) 特定の施設・地域の外観などの技術的手段による記録の禁止
 - (5) 火器や爆発物の携帯の禁止
 - (6) 対象地域で行われる活動に関する公開情報へのアクセスの制限
- 3 ポーランド政府の発表によると、ベラルーシ側からの不法移民が急増していることが本宣言発令の背景にあるとのこと。邦人の皆様におかれましては、常に最新情報の入手に努めるとともに、当該2県への不要不急の訪問は控え、もし当該2県に訪問せざるを得ない場合は、滞在許可証及び旅券などの携行、写真やビデオの撮影などに十分ご注意ください。
- 4 新たな情報が判明次第、随時領事メールでお知らせします。

(問い合わせ先)

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00~12:30、13:30~17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください(閉館時電話対応委嘱業者がまずは伺うこととなります)。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html